

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案																
第1条～第4条 略 (補償基礎額)	第1条～第4条 略 (補償基礎額)																
第5条 略	第5条 略																
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>9,700円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>14,500円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>10,000円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>15,000円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。																
3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき <u>100円</u> を、 <u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までの</u> いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (2)～(6) 略	3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき <u>433円</u> を、 <u>第2号から第5号までの</u> いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 (1)～(5) 略																
4 略	4 略																
第6条～第29条 略 別表 補償基礎額表（第5条関係）	第6条～第29条 略 別表 補償基礎額表（第5条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10年未満</td> <td>10年以上</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数				10年未満	10年以上	20年以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10年未満</td> <td>10年以上</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数				10年未満	10年以上	20年以上
階級	勤務年数																
	10年未満	10年以上	20年以上														
階級	勤務年数																
	10年未満	10年以上	20年以上														

		20年未満				20年未満	
団長及び副 団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	団長及び副 団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長及び 副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>	分団長及び 副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>
部長、班長 及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>	部長、班長 及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>
備考 略				備考 略			